

ごあいさつ

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、当組合の現状(令和7年度第55期)についてディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌をご高覧いただき、皆さまの当組合に対するご理解をさらに深めていただければ幸いに存じます。

ご承知のとおり、令和7年度の国内経済は、トランプ関税や米価高騰、中東情勢の緊迫化等により物価は上昇傾向が続く一方で、非製造業を中心に価格転嫁が進み、利益を確保し次の設備投資や賃上げに備える等、経済は正常化しつつあります。また、新政権による経済政策への期待感や、米中貿易摩擦対立の緩和感から、日経平均株価が堅調に推移する等、今後の国内景気の底上げが期待されます。

一方で、物価高の継続や賃上げによるコスト増加、人手不足等により、中小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

この間、青森県経済は緩やかに持ち直しており、個人消費については百貨店・スーパー、コンビニなどの販売額や国内外旅行が堅調に推移しています。また、最低賃金の引上げや賃上げ機運の高まりから雇用環境に改善が見られる一方、中小規模事業者にとってはコスト負担となり、思うように価格転嫁が進まない企業にとっては重要な経営課題となっています。さらに、デジタル化の進展や、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃への対応も求められている状況にあります。

このような情勢下、私たち青森県信用組合は、金融仲介機能を十分に発揮し、県内の中小規模事業者や個人の皆さまへの安定的かつ円滑な資金供給や金融サービスの提供に努め、「相互扶助」という不変の基本理念を持つ「地域になくてはならない“けんしんよう”」として、皆さまのご期待に沿えるようさらに努力をする所存でございます。

今後とも、より一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

理事長 堀内 元博



事業方針

■経営理念

「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を合言葉に、「けんしんよう」は、地元に根ざした協同組織金融機関として、皆さまに愛され、皆さまとご一緒に歩んでまいります。

■経営方針

1. 健全経営

健全経営を堅持し、ふれあいを大切に、心のこもった質の高い金融サービスで、最も信頼される「信用組合」を目指しております。

2. 地域密着

最も親近感あふれる金融機関として、地域活動に積極的に支援・参加し、地域と共に歩み、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

3. 職場活力

仕事を通じ、各職員が自己実現を図れるような、活力ある明るい職場づくりを目指しております。

■令和8年度業務基本方針

経営基盤(体質)の強化を念頭に次の5点を基本方針としております。

1

収益力の強化

2

経営の効率化

3

資産の健全化

4

中小規模事業者に対する
信用供与の円滑化

5

コンプライアンスの徹底と
マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化

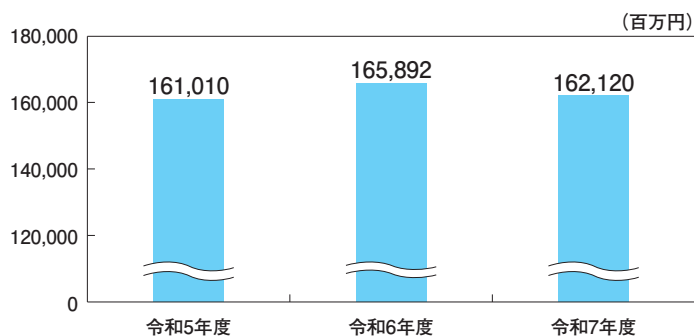
経営環境・事業概況

令和7年度の青森県経済は、個人消費や観光関連需要が堅調に推移し、緩やかな持ち直しの動きが続きました。

一方で、労働力不足への対応や生産性向上への取組が求められるなか、最低賃金の引上げや賃上げ機運の高まりによる人件費の上昇、原材料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いています。こうしたなか、十分な価格転嫁が進まない企業もみられるなど、コスト上昇への対応が中小規模事業者にとって重要な経営課題となっています。

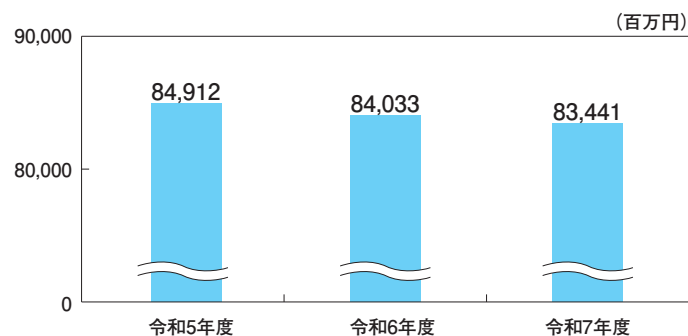
このような経営環境にあって、当組合では、今後とも経営基盤をより強化するとともに、円滑な資金供給やコンサルティング機能の発揮を通じ、地域経済の活性化や生産性向上等に向け積極的に取組むなど、地域に密着した経営方針のもと、地元中小規模事業者の皆さま並びに住民の皆さまを中心に「ふれあいのけんしんよう」として事業を展開してまいりました。その結果、当組合の業績は次のとおりとなりました。

■預金残高



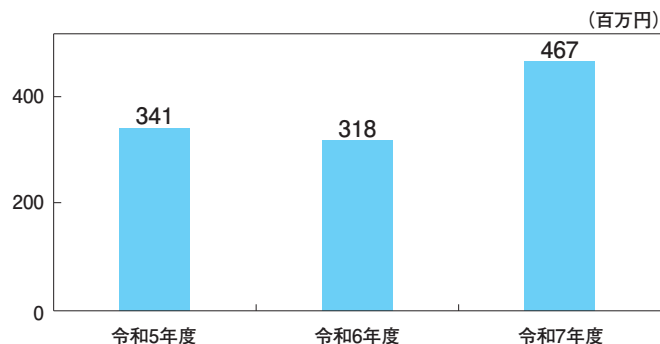
預金残高は、主に個人預金の減少により、前年度末比37億71百万円減少の1,621億20百万円となりました。

■貸出金残高



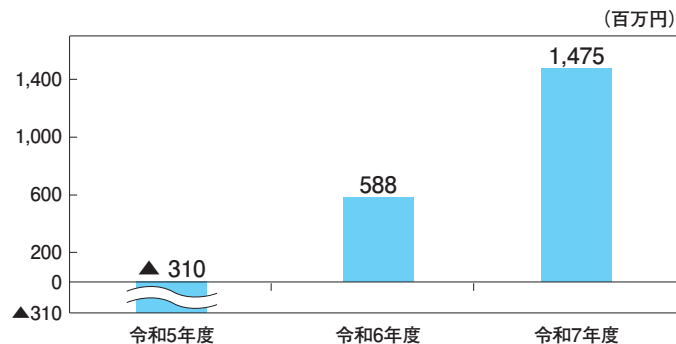
貸出金残高は、事業向け貸出や個人ローンが増加した一方、地方公共団体向け貸出が減少したことから、前年度末比5億91百万円減少の834億41百万円となりました。

■コア業務純益



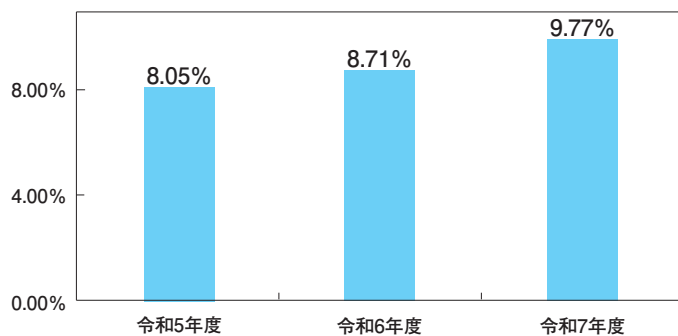
コア業務純益は、預金・貸出金・為替業務などによる、金融機関としての本来業務による利益を表し、前年度比1億49百万円増益の4億67百万円となりました。

■当期純利益



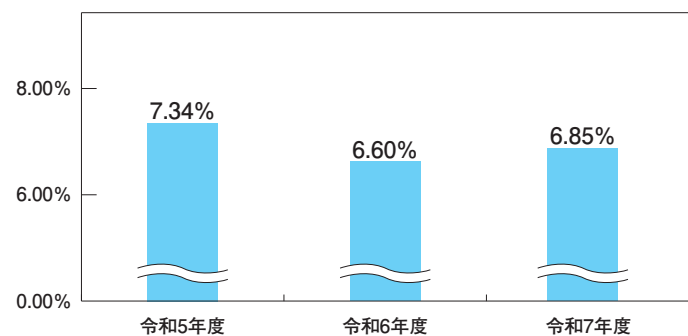
当期純利益は、利鞘の改善により、前年度比8億87百万円増益の14億75百万円となりました。

■自己資本比率



自己資本比率は、前年度末比1.06ポイント上昇の9.77%となり、国内基準である4%を上回っております。今後も、引き続き自己資本の充実を図り、安全性・健全性の向上に努めてまいります。

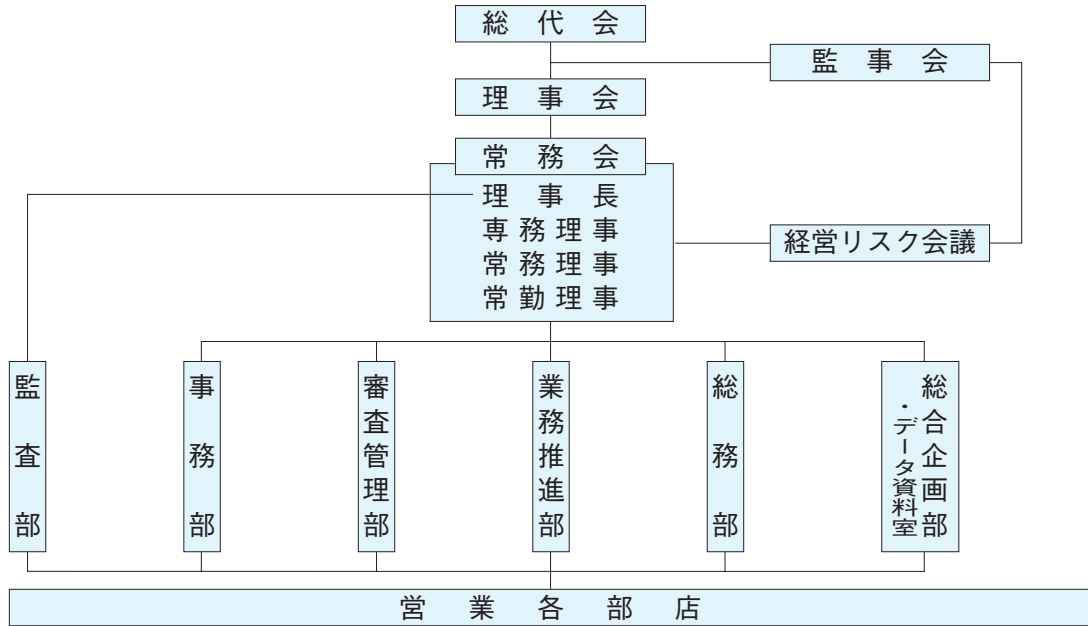
■不良債権比率



不良債権比率は、前年度末比0.25ポイント悪化の6.85%となりました。また、協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権に基づく不良債権の保全率は、93.08%となり、ほぼ全額保全されております。

事業の組織

(令和8年6月30日現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和8年6月30日現在)

理事長／堀内 元博	理事／釜淵 清嗣
専務理事／原田 学	理事／田中 京子
常務理事／古川 利彦	理事／松江 康代
常勤理事／佐々木 修	理事／越田 雅光
理事／中村 憲一	理事／橋本 大輔
理事／一戸 久男	常勤監事／澤 純市
理事／下久保 淳一	員外監事／西村 晴夫
理事／松宮 俊吉	監事／磯沼 慎一郎

注) 当組合は、職員出身者以外の理事11名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和6年度末	令和7年度末
個人	103,924	103,605
法人	4,732	4,707
合計	108,656	108,312

会計監査人の氏名又は名称

(令和8年3月末現在)

平岡智広 公認会計士

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和46年7月／青森県信用組合設立(三戸信用組合、東青信用組合、七戸信用組合、三沢信用組合、西北信用組合、中弘信用組合の県内6信用組合合併)
白鳥大八氏理事長就任
・設立時の状況(昭和46年6月30日)
預金 16,092百万円
貸出金 11,892百万円
- 昭和49年9月／黒石支店開設
- 昭和57年10月／預金オンライン稼動
- 昭和59年8月／為替オンライン稼動(全銀内国為替制度加盟)
- 昭和62年7月／融資オンライン稼動
- 平成元年8月／全国の信用組合とのCD相互利用(SANCS)取扱開始
- 平成2年7月／全国の都銀、地銀とのCD相互利用(MICS)取扱開始
- 平成3年10月／むつ信用組合と合併
- 平成4年6月／中央支店開設(柳町支店、堤支店統合)
- 平成5年4月／関連会社「けんしんよう信用保証(株)」設立
- 平成6年5月／けんしんよう年金友の会「沙羅」発会
- 10月／SKC(しんくみ全国共同センター)加盟

- 平成8年10月／CDキャッシング代金代払業務開始
- 平成11年5月／インターネット上にホームページ開設
- 平成12年3月／デビットカードサービスの開始
- 平成13年6月／インターネットバンキング・モバイルバンキングを開始
- 平成14年10月／全国の加盟信用組合相互のATM利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の取扱開始
- 平成17年1月／決済用預金(無利息型普通預金)の取扱開始
- 平成18年2月／全国の第二地銀、信用金庫、労働金庫及び他信用組合との「ATM相互入金業務」の取扱開始
- 平成25年2月／でんさいネットサービスの開始
- 平成27年5月／第6次オンラインシステム稼動
- 平成28年9月／弘前支店新築オープン
- 平成30年4月／青森銀行(現 青森みちのく銀行)とのATM相互入金サービス取扱開始
- 6月／堀内元博氏理事長就任
- 令和3年7月／創立50周年
- 令和3年11月／むつ営業部新築移転オープン

総代会について

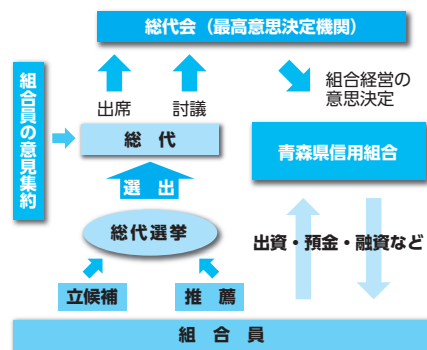
■総代会の仕組みと役割

信用組合は、出資者である組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融の円滑化と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されております。

総代会は、毎事業年度終了後の6月に通常総代会が開催され、また、必要に応じて臨時総代会が開催されます。



■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

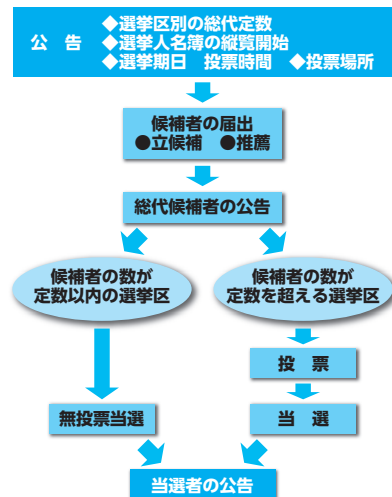
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方若しくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む。））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区を6つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、120人以上150人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和8年6月30日現在の総代数134人、組合員数107,584人）。



■総代会の決議事項等の議事概要

令和8年6月26日開催の第55回通常総代会において、次の決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- 報告事項 第55期 計算書類（貸借対照表・損益計算書）及び事業報告
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 第56期事業計画の設定並びに収支予算（案）承認の件
- 第3号議案 組合員除名に関する件
- 第4号議案 理事13名選任の件
- 第5号議案 補欠監事2名選任の件

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

（令和8年6月30日現在）

選挙区	対象地区	総代定数	総代数	総代氏名													
第1区	八戸市 三戸郡	21	18	坂本 勝克	小原 新平	松尾 晃和	武士澤 勝義	武士澤 弘美	相内 洋夫								
				小坂 章	菊池 貞三郎	村下 政拓	小島 元子	小島 喜久男	根市 裕明								
第2区	三沢市 十和田市 上北郡	30	30	本田 篤	榎山 武浩	坂本 美洋	澤口 幸男	中野 武美	川口 尚人								
				大竹 正貴	木村 一清	小山田 春夫	江渡 信貴	古内 秀典	後澤 寿雄								
第3区	青森市 東津軽郡	42	37	米内山 正義	中嶋 喜宣	石田 俊一	田中 忠則	田島 政義	和田 竹千代								
				岡山 武彦	蛭名 商栄	蛭名 一孝	田中 修	船見 亮悦	佐々木 伸芳								
第4区	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	17	15	西舘 勉	浪岡 豊	附田 久志	五日市 肇	林 光利	吉田 長一								
				小向 洋五郎	木村 雅行	川口 元	小林 昭男	上長根 浅吉	相内 正明								
第5区	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	13	13	成田 俊幸	肴倉 治	対馬 彰	金子 幸恵	工藤 賀津夫	木立 光正								
				奥崎 昭雄	徳差 栄	足立 弘長	高坂 正次	小塚 武雄	武内 寿夫								
第6区	むつ市 下北郡	27	21	中村 直人	白鳥 五大	沼田 智光	小笠原 清隆	小塚 孝	佐藤 良一								
				齋藤 忠幸	吉川 健一	境 弘邦	大矢 進	黒滝 孝	石井 新也								
第7区	三浦市	10	10	松野 ミツ	熊谷 優	加藤 郁男	七尾 孝洋	小川 正美	神 浩二								
				山崎 治喜	米田 孝嗣	杉谷 和穂	正木 聡子	船水 勝則	奥谷 寛人								
第8区	合計	150	134	種市 健一													
				赤石 健	石田 豊章	成田 浩斉	白取 浩史	太田 匠	福井 清								
第9区	合計	150	134	佐々木 武一	齊藤 康仲	福島 英一	松宮 賢治	高樋 憲	宮本 敦								
				木立 慶次	山口 正一	對馬 学											
第10区	合計	150	134	乗田 孝一	佐々木 文人	菊池 誠一	増田 清則	和島 隆志	齊藤 和博								
				小田桐 喜吉	山中 政広	石岡 博次	長内 明彦	田中 正治	鈴木 秀夫								
第11区	合計	150	134	嶋野 淳一													
				川島 明	石橋 彰	菊池 正光	杉山 幹彦	下斗米 明子	菊池 一幸								
第12区	合計	150	134	高橋 正一	内田 征吾	石塚 郁大	川西 宏樹	相内 祥一	菊池 茂								
				濱中 省三	板井 一丸	山崎 隆一	吉田 卓巧	館岡 清貴	前川原 亨								
第13区	合計	150	134	三浦 庸一	野崎 徳子	菊池 卓											

■総代の属性別構成比

（令和8年6月30日現在）

職業別	個人2.2%、個人事業主10.9%、法人役員86.9%
年代別	50歳代以下18.2%、60歳代24.8%、70歳代47.5%、80歳代以上9.5%
業種別	卸売業・小売業29.9%、建設業27.0%、各種サービス業21.2%、製造業4.4%、不動産業2.9%、運輸業2.2%、農業・林業・漁業2.2%、金融業・保険業0.7%、その他9.5%

※業種別は、個人事業主、法人役員に限る。

リスク管理体制

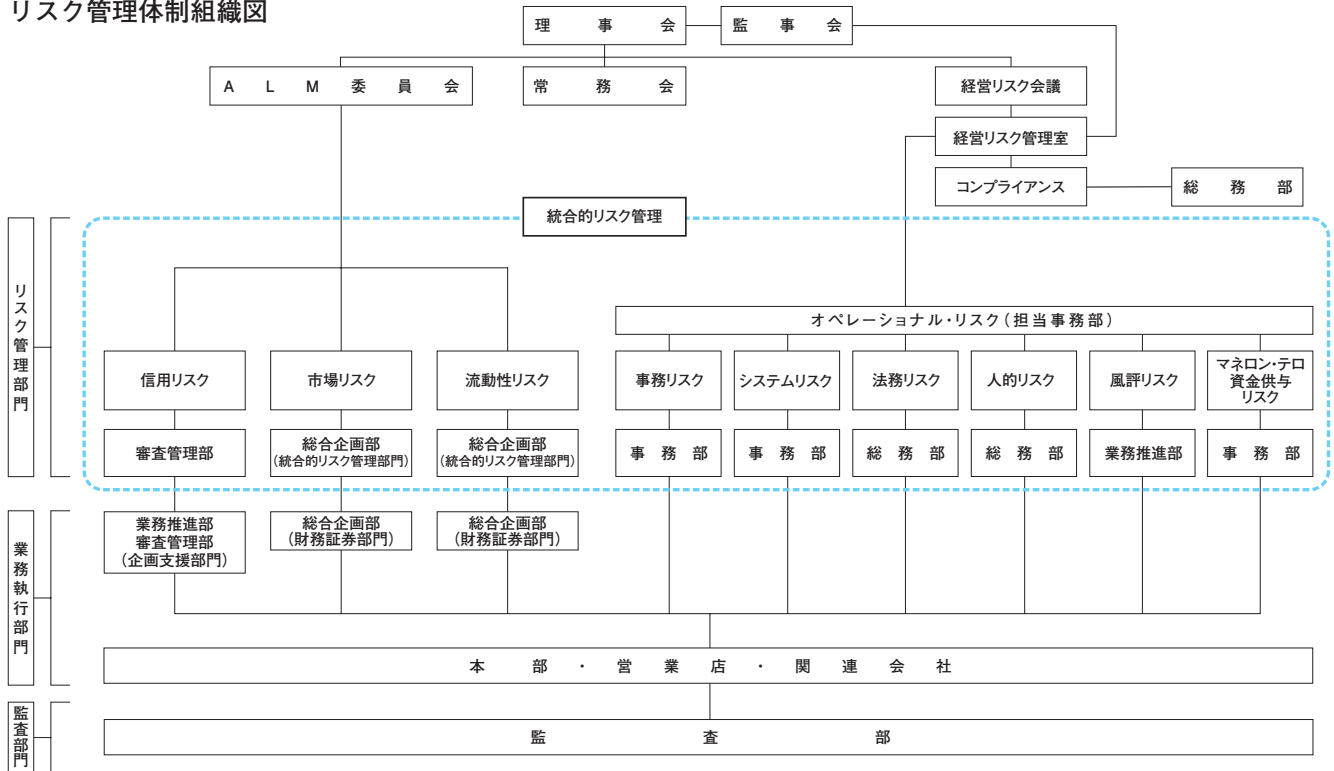
●リスク管理体制

金融環境の変化や金融技術の高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当組合では、「ALM委員会」および「経営リスク会議」を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでいます。

また、リスク管理にあたっては、各所管部署による管理のほか、業務に内在する各種リスクを一元的に管理し、総体的に捉えたリスクを経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的として統合的リスク管理を行っています。

リスク管理体制組織図



●信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、担当部署が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っているほか、職員に対しては、融資のさまざまな研修を行い、審査管理能力の向上に努めております。

また、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しているほか、信用リスク計量化システムにより信用リスクを定量化し、ALM委員会において管理しております。また大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行い、ALM委員会で管理しております。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替相場などの市場リスクの要因の変動により保有する資産価値が低下し損失を被るリスクのことです。

当組合ではALM委員会において、金融・経済動向や金利予測等について検証し、市場リスクへの迅速な対応、より健全な資産、負債の管理及び収益確保に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスクについて管理し、オペレーショナル・リスク担当部署において、各種リスクの洗い出しと対応策の協議等を行なっているほか、経営リスク会議をリスク管理の統括機関として、管理対象リスクについて評価・検討する体制としています。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施、定期的な内部監査及び自店検査の実施により厳正な事務管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規程に定め、安定した業務遂行に努めております。

法令等遵守の体制

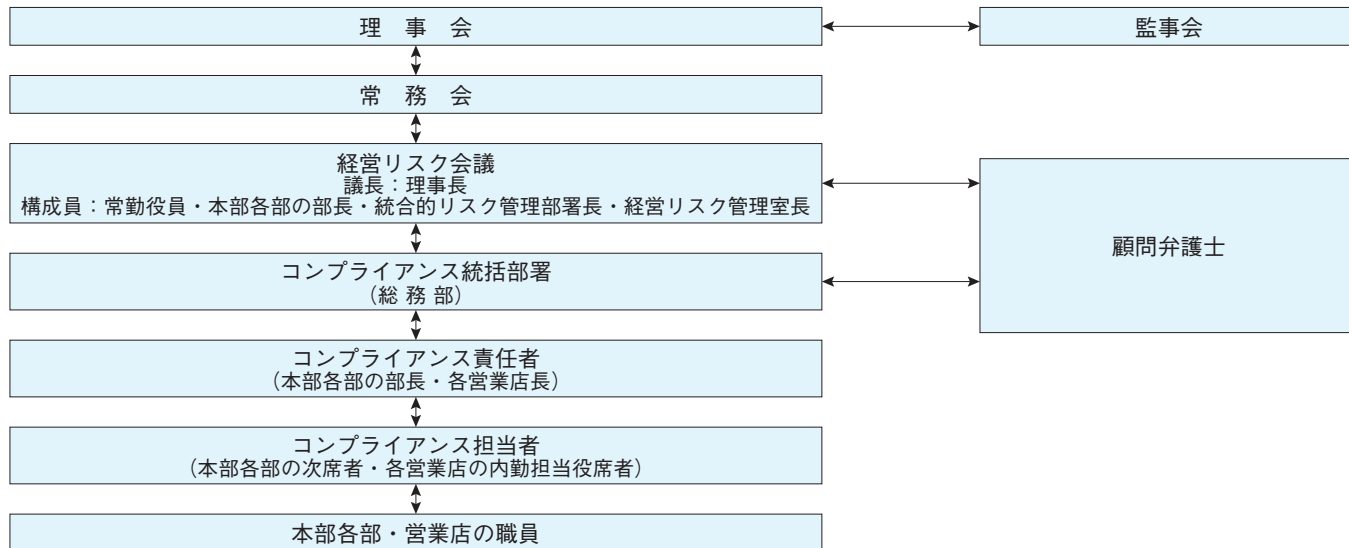
●法令等遵守の体制(コンプライアンス)について

「コンプライアンス」とは、金融取引において、公正な競争、個人情報の厳正な取扱い、マネー・ローンダリングの防止等の法令やルールを厳格に遵守しながら社会的規範を維持することです。

当組合では、協同組織金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を果たすため、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図っており、その実現に向け、コンプライアンス体制を円滑かつ実効性のあるものとするため、役員自らが率先垂範を旨とし、体制整備及び意識の高揚に取り組んでおります。

体制の構築については、経営リスク会議を設置するとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携して体制の確立に努めており、また、規程・マニュアル等の制定により遵守を促すとともに、自店検査及び本部担当部署による内部監査により、相互牽制の強化を図っております。

●コンプライアンス体制



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに青森県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で承認を得た後、支払っていましたが、令和元年度に本制度を廃止しました。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	45	82
監 事	8	9
合計	54	91

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。